

令和5年横審第25号

裁 決

作業船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松村徹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年11月11日08時54分

神奈川県横須賀港

2 船舶の要目

船種 船名 作業船A

モーターボートB

総トン数	10トン	
登録長	14.50メートル	4.65メートル
深さ	1.34メートル	0.79メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	520キロワット	29キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を設け、同室前部左舷側にGPSプロッター、中央に操舵輪、マグネットコンパス及び自動操舵装置、右舷側に機関操作レバーをそれぞれ備えた軽合金製作業船で、a受審人が1人で乗り組み、作業員2人を乗せ、廃棄物を回収する目的で、船首0.3メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、令和4年11月11日08時10分京浜港横浜第3区の係留地を発し、神奈川県横須賀港第2区に向かった。

a受審人は、08時40分横須賀港東防波堤北灯台（以下「東防波堤北灯台」という。）から011度（真方位、以下同じ。）3.6海里の地点で、針路を180度に定め、14.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、08時51分東防波堤北灯台から035度1.2海里の地点に達したとき、正船首1,300メートルのところにBを視認することができ、同船が錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示していなかったものの、船首を風上に向けてほとんど移動しないことから、錨泊中であることが分かり、その後Bに向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針時に前路を一見して船舶を認めなかったことから、依然として航行に支障のある他船はいないと思ひ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a受審人は、Bを避けることなく続航し、08時54分東防波堤北

灯台から068度1,380メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その右舷船首部がBの右舷船首部に、前方から平行に衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央やや後方に操縦区画を配し、同区画内中央に操舵輪及び機関操作レバーを、そのやや左舷側にGPSプロッター兼魚群探知機を、船尾側に椅子をそれぞれ備え、船外機1機を有する、レンタルボートとして供される総トン数5トン未満のFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.4メートルの喫水をもって、同日08時00分京浜港横浜第5区の係留地を発し、横須賀港の東防波堤北東方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、08時20分前示釣り場に到着して、08時30分衝突地点付近で、水深約30メートルの海中に、長さ約1.6メートルのステンレス製チェーンを接続した重さ約10キログラムのダンフォース型錨を投じ、船首から直径約30ミリメートルの合成繊維製の錨索を45メートル繰り出して船首のクリートに係止し、錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示せず、船首を北方に向け、機関を中立運転として錨泊を開始した。

b受審人は、椅子に腰掛けて右舷方に向いた姿勢で釣りを行い、08時51分衝突地点で船首が000度を向いていたとき、正船首1,300メートルのところAを視認することができ、その後同船が自船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、周囲にいる他船の釣果を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b 受審人は、注意喚起信号を行わず、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続け、08時54分僅か前正船首至近に迫ったAを初めて認め、立ち上がって両手を振りながら大声を出したものの、同船が減速することなく自船に向かってきたので、左舷側から海に飛び込んだ直後、Bは、船首が000度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に擦過傷を生じ、Bは、右舷船首部外板等に亀裂を伴う破口等を生じた。

(航法の適用)

本件は、港則法が適用される横須賀港において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したもので、航法の適用について検討する。

Bが港内で錨泊していたことから、港則法第10条に基づく同法施行規則第6条の停泊の制限の適用が考えられるが、周囲には十分な可航水域があり、A及びB両船の大きさから、Bの錨泊がAの航行の妨げになったとは認められないので、同条の適用はない。

また、A及びB両船が、共に総トン数20トン未満の汽船であることから、両船とも汽艇等に該当し、当時、互いにその外見で容易に識別できる状況であったと認められるので、港則法第18条の適用もない。

そして、港則法第35条は、船舶交通の妨となる虞のある港内の場所においては、みだりに漁ろうをしてはならない旨が定められているが、本条の趣旨は、港内における船舶交通を妨げるおそれのある漁ろうを行わせないことにあり、港内における漁ろうを一般的に禁止するものでなく、錨泊中の船舶と航行中の船舶との衝突回避のための航法を定めた規定でもないことから、同条の適用はない。

その他、港則法には本件に適用される航法規定がないことから、本件

は、一般法である海上衝突予防法が適用されることになるが、同法にも、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、横須賀港において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかつたことも一因をなすものである。

a 受審人は、横須賀港において、航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、定針時に前路を一見して船舶を認めなかったことから、航行に支障のある他船はいないと思い、見張りを十分に行わなかつた職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、横須賀港において、釣りをを行いながら錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、周囲にいる他船の釣果を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかつた職務上の過失により、自船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年1月16日

横浜地方海難審判所

審判官 大 北 直 明